

第10期狭山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定等

支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の目的

国や県の動向、本市高齢者の状況等を的確に把握するため、在宅介護実態調査及び介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施し、その結果に基づく課題分析及びニーズの把握等を踏まえ、本市が取り組むべき課題や高齢者福祉施策の方向性、サービス見込量等を定める「第10期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定することを目的とする。

2. 業務委託に係る仕様

別紙「第10期狭山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定等支援業務委託仕様書」のとおりとする。

3. 業務委託の概要

(1) 業務委託名

第10期狭山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定等支援業務委託

(2) 業務の内容

別紙「第10期狭山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定等支援業務委託仕様書」のとおりとする。

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

(4) 業務想定金額

委託料の想定金額（消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）を含む。）は、金 11,714千円（税込）※消費税等の税率は10%とする。

（内訳）令和7年度：6,309千円 令和8年度：5,405千円

※この金額は、本業務委託を遂行する上での概算を示すものであり、契約金額ではない。

4. 委託予定者選定方法

企画提案書等公募によるプロポーザル方式により選定する。

5. 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たしていることを条件とする。

- (1) 狭山市の指名競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

- (2) 埼玉県及び狭山市による入札参加停止等の措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続を開始する申立て及び民事再生法（平成11年法律第225条）の規定に基づく再生手続を開始する申立てをしていない者であること。
- (5) 第9期の介護保険事業計画について、埼玉県内の自治体から受託し、成果品として納品した実績があること。
- (6) PマークまたはISMSのいずれかを取得していること。

6. 参加申し込み

「5. 参加資格」を満たし、本業務に参加を希望する場合は、次の必要書類を提出すること。なお、参加表明書の提出がない場合は、企画提案書を受け付けないものとする。

(1) 提出書類

第10期狭山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定等支援業務委託における、

① 参加表明書（様式第1号）

② 企画提案書（任意様式／表紙を除いて30ページ以内とする。）

・企画提案書には業務スケジュール及び業務体制を記載すること。

・体裁は原則としてA4判（A3判の折込みは可）とし、縦横は問わないが横書きとする。

・仕様書の各項目について具体的な提案内容を記載すること。

③ 会社概要書（様式第2号／会社パンフレットの添付も可）

④ 業務実績書（様式第3号）

⑤ 担当者経歴（様式第4号）

⑥ 見積書（様式第5号）

※見積内訳は、A4版で様式は自由だが、業務名と業者名を記入すること。

※極端に安価な見積提示は人件費等の観点から業務遂行において信頼性を欠くため、適切な人員配置等を考慮し、適正な価格で算出すること。

※見積内訳は年度ごとの見積額がわかるように作成すること。

⑦ 実施体制調書（任意様式）

⑧ 介護保険事業計画継続契約実績書（様式第6号）

※該当がある場合のみ提出すること。

※全国で同一自治体から2期以上継続して受託している実績を記すこと。

(2) 提出部数

提出書類①のみ1部提出すること。また、提出書類②～⑧については正本1部、副本9部を作成し提出すること。

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

また、郵送の場合は、提出期限までの必着とし、到着の有無について提出先へ確認すること。

(4) 提出期限

令和7年8月1日（金）まで

※参加表明書については、令和7年7月14日（月）まで

持参の場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで

(5) 提出先

狭山市役所1階 健康推進部 介護保険課 担当：川島・田中

〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号

(6) 参加の承認

参加承認の可否については、令和7年7月18日（金）までに、参加表明書に記載された担当者メールアドレスに電子メールで通知する。

7. 質問の受付及び回答

本業務に関し質問がある場合は、質問書（様式第7号）により提出すること。また、審査及び評価に係る質問は受け付けないものとする

(1) 提出期限

令和7年7月14日（月）まで

(2) 提出方法

電子メールによる提出のみ。

(3) 提出先

狭山市役所 健康推進部 介護保険課 担当：川島・田中

〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号

E-mail: kaigo@city.sayama.saitama.jp

(4) 回答方法

令和7年7月22日（火）までに、電子メールで参加申込者全員に回答する。

8. 委託予定者の選定方法

(1) 選定方法

委託予定者の選定は、「第10期狭山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定等支援業務委託 公募型プロポーザル」の審査において、次により決定する。なお、審査は非公開とする。

企画提案のプレゼンテーションを「9. プレゼンテーション」により行う。プレゼンテーションの内容を評価し、「第10期狭山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定

等支援業務に関わるプロポーザル審査基準」に基づき審査を行い、評価点が最も高かった者を優先交渉権者として決定するものとする。

(2) 審査基準

下記の項目について審査する。

評 価 項 目	
会社の業務実績等	・ 同種又は類似業務の実績について
研究員等	・ 高齢者福祉・介護保険に精通した者の計画策定業務の経験及び能力について ・ 研究員等の状況・実施体制について
例規及び関連法令、制度改正の把握・分析	・ 例規の情報提供について ・ 改定箇所の解説について
企画提案	・ 業務進行・策定体制について ・ 国との整合性や前回調査を踏まえた内容等について ・ 計画策定の方法について ・ その他の提案事項について ・ 策定に要する経費について

(3) 審査結果の通知

審査の結果は、参加者すべてに電子メールにより通知する。

(4) 優先交渉権者の決定

審査の結果、最も評価の高かった者を優先交渉権者とし、契約締結に向けて交渉する。
交渉の結果、契約の締結に至らなかった場合、次点の者を優先交渉権者とする。

9. プレゼンテーション

(1) 実施日時（予定）

令和7年8月14日（木）

発表の時間については、後日、電子メールにて連絡する。ただし、企画提案者数などにより変更する場合がある。

(2) 実施場所

狭山市役所内

(3) 実施時間

1者につき45分程度とする。プレゼンテーションを30分以内とし、その後、質疑応答の時間を15分程度設ける。なお、プレゼンテーションは提出された企画書内容と同様のものとし非公開とする。

(4) その他

本業務を実際に担当する者がプレゼンテーションを行うこと。また、プレゼンテーションへの参加人数は4名までとする。

なお、スクリーン、プロジェクター、プロジェクター用ケーブル、電源、パソコンは市

が準備する。

10. 企画提案者の失格

企画提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「5. 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 企画提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合

11. 企画提案の経費

企画提案に関する必要経費は、企画提案者の負担とする。

12. 契約について

プロポーザルの審査結果に基づき、市は決定した優先交渉権者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書に調整した後、契約を締結する。

13. 事務局

本業務に関する事務局及び問い合わせ先は、下記のとおりとする。

狭山市役所 健康推進部 介護保険課 担当：川島・田中

〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号

電話：04-2953-1111（内線1553）

FAX：04-2969-5735

E-mail：kaigo@city.sayama.saitama.jp

14. その他

参加申し込み後に辞退する場合は、「辞退届」（様式第8号）を令和7年7月18日（金）までに、事務局へ提出すること。なお、辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益は被らない。

15. 日程（予定）

令和7年7月 4日（金）	実施要領公表（仕様書等含む）
令和7年7月14日（月）	参加表明書の提出期限 質問の受付期限
令和7年7月22日（火）	質問の回答日
令和7年8月 1日（金）	企画提案書等の提出期限
令和7年8月14日（木）	プレゼンテーション実施
令和7年8月中旬～下旬	審査結果通知

16. その他

提案のあった企画提案書等については、審査結果にかかわらず返却しない。